

貿易保険共通運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
貿易保険共通運用規程 平成29年4月1日 17-制度-00069 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u>	貿易保険共通運用規程 平成29年4月1日 17-制度-00069	
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)	
<p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第3条 被保険者は、原則として、損失の発生の時から（貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003）第3条第3号による事故にあっては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00004）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00005）第2条第11号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00006）第12条第14号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00008）第3条第10号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00011）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00012）第2条第3号による事故にあっては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(損失防止軽減義務)</p> <p>第3条 被保険者は、原則として、損失の発生の時から（貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00001）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003）第3条第3号による事故にあっては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00004）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00005）第2条第11号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00006）第12条第14号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00008）第3条第10号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00011）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00012）第2条第3号による事故にあっては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険から別途指示を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p>	

新	旧	備考																																
<p>二 個別事案に応じて講ずる措置</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト てん補事由又は契約上の債務不履行を生じさせている回収に係る権利行使等の相手方に対し、損失等の発生の防止軽減又は回収のために行う船積等により新たな債務を負わせる場合には、当該新たな債務を負わせることが、保険の対象となる契約に基づく金額であって回収、支払又は返還されておらずかつ回収に係る権利行使等の相手方に対して請求できる一切の金額（延滞金利並びに保険契約の対象とはならない部分に係る金額及びその延滞金利を含む。）の回収を困難としないか、及び新たな損失等の発生の防止軽減を妨げないかを検討し、損失等が既に発生している場合には、その回収に資するものであるかを検討すること。その他、<u>代替決済手段の確保</u>や、返済計画の作成又は変更、債権債務の相殺等、適切な措置を考慮しながら債権の保全及び回収を行うこと。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>二 個別事案に応じて講ずる措置</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト てん補事由又は契約上の債務不履行を生じさせている回収に係る権利行使等の相手方に対し、損失等の発生の防止軽減又は回収のために行う船積等により新たな債務を負わせる場合には、当該新たな債務を負わせることが、保険の対象となる契約に基づく金額であって回収、支払又は返還されておらずかつ回収に係る権利行使等の相手方に対して請求できる一切の金額（延滞金利並びに保険契約の対象とはならない部分に係る金額及びその延滞金利を含む。）の回収を困難としないか、及び新たな損失等の発生の防止軽減を妨げないかを検討し、損失等が既に発生している場合には、その回収に資するものであるかを検討すること。その他、<u>決済等の条件の変更</u>や、返済計画の作成又は変更、債権債務の相殺等、適切な措置を考慮しながら債権の保全及び回収を行うこと。</p> <p>3～4 (略)</p>																																	
第4条～第9条 (略)	第4条～第9条 (略)																																	
<p>(控除利率)</p> <p>第10条 被保険者が貿易保険の各約款に規定する回収金を日本貿易保険に納付する際、又は日本貿易保険が回収した金額について被保険者に配分する際の計算に用いられる控除利率については、下表のとおり取り扱うものとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。</p> <p>(表)</p>	<p>(控除利率)</p> <p>第10条 被保険者が貿易保険の各約款に規定する回収金を日本貿易保険に納付する際、又は日本貿易保険が回収した金額について被保険者に配分する際の計算に用いられる控除利率については、下表のとおり取り扱うものとする。なお、別に特約により定められている場合にあっては、その規定による。</p> <p>(表)</p>	。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保 険 契 約 締 結 年 度</th> <th colspan="2">非常危険の場合</th> <th colspan="2">信用危険の場合</th> </tr> <tr> <th>第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</th> <th>第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合</th> <th>第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</th> <th>第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</td> <td>金利返済計画合意後</td> <td>金利返済計画合意後</td> <td rowspan="2">第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</td> <td rowspan="2">第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合</td> </tr> <tr> <td>金利返済計画合意後</td> <td>金利返済計画合意後</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 契 約 締 結 年 度	非常危険の場合		信用危険の場合		第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保 険 契 約 締 結 年 度</th> <th colspan="2">非常危険の場合</th> <th colspan="2">信用危険の場合</th> </tr> <tr> <th>第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</th> <th>第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合</th> <th>第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</th> <th>第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</td> <td>金利返済計画合意後</td> <td>金利返済計画合意後</td> <td rowspan="2">第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合</td> <td rowspan="2">第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合</td> </tr> <tr> <td>金利返済計画合意後</td> <td>金利返済計画合意後</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 契 約 締 結 年 度	非常危険の場合		信用危険の場合		第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後	
保 険 契 約 締 結 年 度		非常危険の場合		信用危険の場合																														
	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合																														
第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合																														
	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後																																
保 険 契 約 締 結 年 度	非常危険の場合		信用危険の場合																															
	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合																														
第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後	第一回元本回収日が平成4年9月30日以前の場合	第一回元本回収日が平成4年10月1日以後の場合																														
	金利返済計画合意後	金利返済計画合意後																																

貿易保険共通運用規程・新旧対照表

新						旧						備考
		意前						意前				
平成元年度以前	第一回元本回収時に適用した利率又は「6%」のいずれか高い率		当該計画金利又は「6%」のいずれか高い率	第一回元本回収時に適用した利率又は「6%」のいずれか高い率	原則として、6%（支払われた利息の率が6%を超える場合は、当該利息の率を適用）	平成元年度以前	第一回元本回収時に適用した利率又は「6%」のいずれか高い率	当該計画金利又は「6%」のいずれか高い率	第一回元本回収時に適用した利率又は「6%」のいずれか高い率	原則として、6%（支払われた利息の率が6%を超える場合は、当該利息の率を適用）		
平成2年度	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）			当該計画金利	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	平成2年度	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	当該計画金利	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）		
平成3年度～平成12年度	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	0%	当該計画金利	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	保険金支払日における財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））	平成3年度以降	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	当該計画金利	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	第一回元本回収時に適用した利率（旧約款の規定により「支払われた利息の率」又は「6%」のいずれか高い率が適用されている。）	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））	

保険契約締結年度	非常危険の場合		信用危険の場合
	金利返済計画合意前	金利返済計画合意後	
平成13年度以降	保険金支払日における財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））	当該計画金利	保険金支払日における財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））

保険契約締結年度	非常危険の場合		信用危険の場合
	金利返済計画合意前	金利返済計画合意後	
平成13年度以降	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））	当該計画金利	保険金支払日における貿易再保険特別会計の財政融資資金からの借入金利（満期一括償還（5年以内））

貿易保険共通運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
(注) (略)	[内)] [内)]	
第11条～第19条 (略)	第11条～第19条 (略)	
附 則 <u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u>		